

国のウェブサイトへのバナー広告掲載要領

平成20年6月13日
関係省庁申合せ

1. 趣旨

1-1 この要領は、国が管理するウェブサイトに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

2-1 この要領において、バナー広告とは、画像で表示された情報で、広告主が指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。

3. 付記事項

3-1 広告欄には、当該欄が広告欄であることを明確にするため、政府の広報と欄を区分し、「広告欄」の文言を記述するとともに、以下の注記を付するものとする。

「本欄は広告欄であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、国が推奨するものではありません。」

4. 広告内容

4-1 次の各号のいずれかに該当すると認められるバナー広告は、掲載しないものとする。

- ① 広告主又は商品等の名称以外を表示するもの。
- ② 広告主が既に行っている広告と異なる表示をするもの。
- ③ バナー広告及びそのリンク先のウェブサイトの内容が、国の印刷物への広告掲載要綱及び広告掲載基準（平成17年5月11日関係省庁申合せ。以下「要綱等」という。）に定める事項に反するもの。

5. バナー広告の規格等

5-1 バナー広告の規格は次のとおりとする。

画像： 静止画像
大きさ： 縦60ピクセル × 横150ピクセル
形式： GIF又はJPEG
データ容量： 10KB以下

5-2 同一広告主による複数のバナー広告掲載は認めないものとする。

6. 業者の決定

6-1 業者の決定は、原則として、一般競争入札により行うこととする。

6-2 業者の決定は、バナー広告の掲載が速やかに行われるよう、バナー広告掲載の2週間前とする。

7. 広告の掲載期間

7-1 バナー広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とするものとする。

7-2 原則として、バナー広告の掲載を開始する日は当該広告を掲載する月の初日とするものとし、掲載を終了する日は当該広告を掲載する月の最終日とするものとする。

8. 広告主の募集に関する表示

8-1 各府省が「広告募集中」等の表示を、各府省のウェブサイトに表示することは、これを妨げない。

8-2 広告の募集を各府省のウェブサイトに表示する際は、仕様書、広告掲載場所、募集枠等の必要事項も併せて表示するものとする。

9. その他

9-1 この要領に定める事項のほか、バナー広告掲載に際して必要な手続き等は、要綱等に定める事項について準用するものとする。

9-2 この要領の実施に関し必要な事項は、各府省の長が定めるものとする。